

静岡県告示第499号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、下田市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

団栗原土砂災害警戒区域 団栗原土砂災害特別警戒区域

穴ノ窪A土砂災害警戒区域 穴ノ窪A土砂災害特別警戒区域

穴ノ窪B土砂災害警戒区域 穴ノ窪B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び下田市役所建設課に備え置いて縦覧に供する。）